

「健康かわごえ推進プラン（第2次）」（原案）に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

(1) 募集期間

令和元年12月10日（火曜）から令和2年1月9日（木曜）まで

(2) 募集対象

- 市内に住所を有する方
- 市内の事業所等に勤務する方
- 市内の学校に在学する方
- その他この案に関し利害関係を有する方

(3) 閲覧場所

健康づくり支援課、国民健康保険課、市民センター、南連絡所、市ホームページ

(4) 提出方法

- 直接持参
- 郵送
- F A X
- 川越市ホームページからの電子申請

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者 5名

(2) 意見件数 10件

3. 意見と市の考え方

提出された意見とそれに対する市の考え方は次ページのとおりです。

「健康かわごえ推進プラン（第2次）」（原案）に対する意見募集結果

意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	靴下等にクッションシート等を入れて歩くことで健康になったため、この方法を勧めたい。	第5章に掲げる運動分野の取組として、ウォーキングを推進してまいります。
2	プランで健康寿命の延伸を目指すことに大賛成。今後増加する高齢者に向けた環境整備を強力推進して欲しい。 高齢者の健康づくりの環境整備は、歩行範囲の近場にあること、用具が不要か安価であること、野外の運動広場で木陰があること、安全に利用できること等が要件となる。例えば地方庁舎跡地を運動広場として活用すれば、高齢者や幼児等の運動環境の整備が進むと考える。	第9章に掲げる「健康を支える環境づくり」により、関係機関等と連携しながら環境整備を進めてまいります。
3	生活習慣の改善には軽度の競合手法を取り入れると意欲が高まると考える。	第9章に掲げる「健康を支える環境づくり」により、インセンティブを取り入れたマイレージ事業など、より意欲を高められるような取組を推進してまいります。
4	次期プラン策定を機に産学官が連携した施策が立案されることを希望する。	第10章に掲げる「関係機関等と連携した健康づくり」により、各機関と連携した取組を推進してまいります。
5	長寿方策とも共通しており、概ね良い。 健康づくり相談等の場を増やすこと、医療関係情報の提供、拡大する心不全対応を要望する。 また、かかりつけ医を見つけるのは難しいと感じる。	プランを基に、心不全を含む生活習慣病を予防・改善するための取組を進めてまいります。 また、相談体制の充実や川越市医療マップ等により情報提供の充実を図ってまいります。
6	健常者と非健常者の境界の人にも適用して良いプランか？	本プランでは、第8章のライフステージごとの取組を提示することで健康状態に応じ、一人ひとりに合った取組をしていただくことが可能なものとなっています。また、プランに基づき生活習慣病予防やフレイル（健康な状態と要介護状態の間）、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策を進めてまいります。
7	第7章の歯科口腔保健計画に川越市歯科口腔保健の推進に関する条例の条文を盛り込む。	第7章の歯科口腔保健計画は、川越市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づいて策定しており、本文に条例の趣旨を反映しています。なお、条例本文は巻末資料に掲載しております。

8	<p>行動目標「かかりつけ歯科医を持ちます」に、「希望する歯科医院にすべての市民がかかりつけられるよう医療機関への啓発が必要」を追加。</p>	<p>行動目標は市民の目標のため、医療機関への啓発等の記載をしておりません。なお、第7章の地域・団体等の取組および市の取組の中で、市民がかかりつけ歯科医を持つことを推進してまいります。</p>
9	<p>市の取組に、「施設やグループホームで生活する方々も歯科口腔ケアを定期的に確保できるようにします」を追加。</p> <p>市の取組に、「市内の歯科医等に患者への診療拒否をしないよう周知します」を追加。</p>	<p>高齢者等を含めた市民の受診機会の確保については、第7章の市の取組として「地域歯科医療の推進」の中で進めてまいります。</p>
10	<p>施設等で暮らす市民もいるため、「地域・団体の取組」を「地域・団体・施設等」とする。</p>	<p>「地域・団体」には、ご指摘のとおり施設等の関係機関を含むため、他の分野も含め「地域・団体等」と表記を変更します。</p> <p>なお、第10章の推進体制の中にも障害者福祉施設等を含む「福祉施設」を位置付けており、連携して取組を推進してまいります。</p>